

部局名	都市整備部	所属名	公園緑地課	所属長名	朝比奈 昌明	電 話	483-1151 内線3230
-----	-------	-----	-------	------	--------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3351		事務事業名称	緑地保全事業						短縮コード	経常	3351	臨時	3352
予算区分	会計	01	一般会計	款	08	土木費	項	04	都市計画費	目	06	緑化費		
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		都市緑地法・都市公園法 ①・⑤・⑥八千代市ふるさとの緑を守る条例・②八千代市補助金交付規則第3条・④生産緑地法							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）														
昭和30年代から東京、大阪等の大都市地域から急激に緑地が減少しました。昭和40年代に至って全国的に波及したことから、都市における緑地の保全のための適正な措置をとるため都市緑地保全法（現：都市緑地法）が制定されました。 本市では、昭和50年「八千代市ふるさとの緑を守る条例」を、昭和62年に「緑の都市宣言」を行い、平成15年に「八千代市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全に努めております。														
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	5本の柱（章）	04	快適生活空間都市をめざして						
本市の緑地は、公共施設緑地と民間施設緑地で構成されていますが、民間施設緑地は、個人所有地であることから規制が難しく開発や相続等により減少しておりますが、保全するための有効な手立てが見出せない状況であります。						大項目（節）	03	公園・緑地						
						中 項 目	01	公園・緑地						
						小項目（施策）	01	都市公園の整備						
							02	緑化の推進						
						細 項 目	04	都市緑地等の整備						
							01	公的空間の緑化の推進						
					実施計画の計画事業	4308	高津小島の森用地取得事業							
						4309	八千代台北子供の森用地取得事業							
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		平成11年4月 ～ 平成20年3月		計画事業費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	市民 ①緑化協定事業 ②花と緑の基金補助事業 ③フラワーポット植栽事業 ④生産緑地事業 ⑤市民の森保全事業 ⑥環境保全林・保存樹木助成事業									
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成21年度に実際に行ったこと： ①各申請書の受付処理 ②補助金申請の受付処理 ③委託費の支払 ④各証明の発行。買取り申出の処理。都市計画決定変更手続き ⑤用地買収・借上 ⑥申請書等の受付処理									
	※平成22年度に計画していること： ①各申請書の受付処理 ②補助金申請の受付処理 ③委託費の支払 ④各証明の発行。買取り申出の処理。都市計画決定変更手続き ⑤用地買収・借上 ⑥申請書等の受付処理									
意図 （何を狙っているのか）	①宅地等の緑化保全及び推進 ②緑の基金の活動を助成する。 ③適切な維持管理 ④良好な都市環境の形成を図る。 ⑤市民の森等緑地の確保ができる。 ⑥適切な維持管理									
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外									
区 分					単位	20年度	21年度		22年度	
						実績	計画	実績	計画	
対象指標	指標1	⑤市民の森等の箇所数（賃借地）	箇所	5	5	5	5			
	指標2	⑤市民の森用地取得面積	m ²	4,660	4,696	4,696	3,422			
	指標3	⑥環境保全林の数	m ²	40,165	40,165	38,665	38,665			
活動指標	指標1	⑤市民の森等の用地借上げ面積	m ²	39,284	36,333	35,977	36,333			
	指標2	⑤市民の森用地買収面積	m ²	4,660	4,696	4,696	3,422			
	指標3	⑥環境保全林等への助成金の交付	千円	1,472	1,472	1,427	1,427			
成果指標	指標1	⑤面積が多いほど成果大であり指標となる。	m ²	39,284	36,333	35,977	36,333			
	指標2	⑤面積が多いほど成果大であり指標となる。	m ²	4,660	4,696	4,696	3,422			
	指標3	⑥指定面積が多いほど成果大であり指標となる。	m ²	40,165	40,165	38,665	38,665			
上位成果指標	指標1									
	指標2									
	指標3									

コード	3351	事務事業名称	緑地保全事業				所属名	公園緑地課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			生産緑地や環境保全林・保存樹木については、個人所有ということもあり、相続の発生等により指定が解除され、指定面積の減少が今後も続くと予想されます。 また、市民の森については、今後とも地権者から用地買収を続けていきます。 その他、開発による緑地の減少を防ぐため、開発業者に対して緑化の指導を行い、緑化協定等を締結していきます。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			緑地等の地権者の高齢化が進んでいることから、今後相続発生等による買い取り申し出に伴い、市民の森用地買収費用の増加が予想されます。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☐	☒		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
市街化区域内の緑地保全として、公共施設緑地の確保、民間施設緑地の管理補助等を充実することが求められております。									

所属長コメント	緑地の保全は、基本的には「市民の森」に代表されるように、公が法に基づき買収等によって担保することが恒久的な保全に繋がる。このことから、財政状況を考慮しつつ今後とも公社等の協力を得ながら、推進して行きたい。 この他、市民の協力によって保全される八千代市ふるさとの緑を守る条例に基づく環境保全林や保存樹木の指定、開発行為による一段の住宅地における緑化協定など、今後とも推進して行くべきと考える。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									